

目 次

まえがき
初出一覧

序 章 計画確定手続と計画確定決定（概観）————— Ⅰ

- I 計画確定手続 Ⅰ
 - 1 部門計画法と計画確定、計画確定手続 Ⅰ
 - 2 計画確定手続に適用される行政手続法の規定 3
 - 3 聴聞手続 5
 - 4 環境適合性審査法との関係 8
- II 計画確定決定 9
 - 1 計画確定決定と計画許可 9
 - 2 計画確定決定の実体的要件、保護負担 11
 - 3 計画確定決定の法効果 16
 - 4 計画確定決定に対する法的救済 17

第一章 計画確定決定の取消訴訟における出訴資格と理由具備性 ————— 26

- I 収用的利害関係人 27
 - 1 収用法上の先行効果と出訴資格 27
 - 2 完全審査請求権とその制限 30
 - 3 計画の正当化 36
 - 4 手続の瑕疵 38
- II 間接的利害関係人 48
 - 1 適正な衡量を求める権利 48
 - 2 その他の実体的保護規範・実体的瑕疵 56
 - 3 手続の瑕疵 58
- III 市 町 村 63
 - 1 土地所有者としての市町村 63

2	自治行政権の主体としての市町村	67
3	手続の瑕疵	70
IV	環境団体	72
1	法的救済の許容性（適法性）に関する要件	73
2	理由具備性に関する要件	77
3	手続の瑕疵	80
V	出訴資格と理由具備性の判断の特色、現状と課題	82
1	計画確定決定の取消訴訟と権利侵害要件	83
2	収用的利害関係人と完全審査請求権	86
3	間接的利害関係人と市町村、適正な衡量を求める権利	87
4	環境団体	90
	第一章のまとめ	92

第二章 計画確定決定の衡量統制 95

I	衡量要請と衡量の瑕疵	96
1	計画上の形成の自由ないし計画裁量	96
2	衡量要請とその違反	99
3	衡量の瑕疵の類型（衡量瑕疵論）	102
II	衡量の瑕疵の有意性	108
1	衡量の瑕疵の有意性に関する規定の追加	108
2	連邦行政裁判所の判例の展開	111
3	連邦憲法裁判所2015年12月16日決定——実効的な権利保護の推進	113
III	騒音防止措置・騒音対策	115
1	保護負担	116
2	計画上の衡量に基づく騒音防止措置	119
3	夜間飛行の禁止・制限	121
IV	代替案の審査・選択	127
1	空 港	127
2	道 路	129
3	鉄 道	138
4	送 電 線	140

V	計画確定決定の衡量統制の特色、現状と課題	144
1	建設計画法における衡量と部門計画法における衡量	144
2	衡量の瑕疵の類型	146
3	衡量の瑕疵の有意性とその判断	150
4	騒音防止措置・夜間飛行禁止	154
5	代替案の審査・選択に関する衡量統制	155
	第二章のまとめ	157
	第三章 計画補完・補完手続による瑕疵の除去	159
I	判例による計画補完の形成	160
1	保護負担を求める義務付け訴訟と計画確定決定の取消訴訟	161
2	計画確定決定の取消しの制限と計画補完	163
3	計画補完に関するその後の判例（計画補完・補完手続規定の追加前）	165
II	計画補完・補完手続規定の追加と改正	169
1	計画策定簡素化法	169
2	許可手続迅速化法	171
3	インフラストラクチャー計画策定迅速化法	173
4	計画統一化法	174
5	環境・法的救済法とその改正	175
III	計画補完の運用	177
1	判例の展開	177
2	個別的論点	185
IV	補完手続による瑕疵の除去	195
1	判例の展開	195
2	個別的論点	207
V	計画補完と補完手続の意義、建設法典との比較	217
1	計画確定決定と計画補完・補完手続	217
2	建設法典214条4項の補完手続との比較	220
	第三章のまとめ	224

第四章 計画確定決定の執行停止 226

- I 取消訴訟の延期効とその排除 227
 - 1 延期効の発生とその内容 227
 - 2 延期効が生じない場合 229
 - 3 計画確定決定に対する取消訴訟の延期効の排除 231
 - II 延期効の命令・回復（一般論） 236
 - 1 裁判所による延期効の命令・回復、申立ての適法性 236
 - 2 申立ての理由具備性 241
 - 3 決定の変更等 252
 - III 延期効の命令が求められた例 253
 - 1 連邦行政裁判所1996年5月15日決定・2009年4月2日決定 253
 - 2 連邦行政裁判所2001年10月29日決定・2005年4月14日決定 256
 - 3 連邦行政裁判所2008年5月20日決定・7月30日決定 259
 - 4 連邦行政裁判所2010年9月22日決定 261
 - 5 連邦行政裁判所2012年3月1日決定 263
 - 6 連邦行政裁判所2015年1月23日決定 264
 - 7 連邦行政裁判所2020年10月28日決定、連邦憲法裁判所2021年5月20日決定 265
 - 8 連邦行政裁判所2021年6月15日決定 268
 - 9 連邦行政裁判所2022年5月11日決定 270
 - IV 計画確定決定の執行停止の特色・現状 271
 - 1 法律による延期効の排除 271
 - 2 申立ての理由具備性の判断基準 273
 - 3 連邦行政裁判所の具体的判断 275
 - 4 行政裁判所法80c条の追加 280
- 第四章のまとめ 281

第五章 計画確定決定が不可争になった後の救済 283

- I 計画確定の法効果 284
 - 1 行政手続法75条1項 284
 - 2 行政手続法75条2項1文 285
 - 3 部門計画法律の規定 288

4	計画確定決定の失効	289
II	事後的命令と補償	291
1	条文構造	291
2	事後的命令を求める請求権	298
3	予防措置等に代わる金銭補償	308
III	行政手続法による取消し・撤回	311
1	行政手続法48条・49条と計画確定決定	311
2	判例の展開	312
3	学説の状況	324
IV	計画確定決定が不可争になった後の救済のあり方	325
	第五章のまとめ	329

終章 ドイツにおける計画確定決定を争う訴訟の 現状と展望、そして日本 331

I	訴えの提起に関する要件と本案に関する要件	331
1	原告の権利ないし利益の侵害	331
2	収用的利害関係人と完全審査請求権	332
3	間接的利害関係人と適正な衡量を求める権利	334
4	市町村の出訴	336
5	環境団体訴訟	337
II	衡量の瑕疵とその効果	339
III	瑕疵の除去・計画の修正	341
1	計画補完・補完手続による瑕疵の除去	341
2	都市計画争訟制度に関する報告書	342
IV	執行停止	345
V	不可争性の発生後の救済	347
VI	公共施設の整備に関する法的救済のあり方	349

索引